

～電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者対象～ 犯罪収益移転防止法に関する説明会

今般、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）の改正（平成25年4月1日施行）を受け、本法律を所管する警察庁とともに、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者を対象とした説明会を以下の通り実施いたします。

①参加対象者

主に電話受付代行業及び電話転送サービス事業を営んでいる法人、個人事業者

※「電話受付代行業者」及び「電話転送サービス事業者」は、それぞれ以下の要件の全てを満たすサービスを提供している事業者を指します。

- ・電話受付代行業者
 - i) 自己の電話番号を、顧客が連絡先として利用することを許諾している
 - ii) 当該顧客あてに当該電話番号にかかってきた電話（FAXを含みます。）について応答している
 - iii) 通信が終わった後で、顧客に通信内容を連絡している
- ・電話転送サービス事業者
 - i) 自己の電話番号を、顧客が連絡先として利用することを許諾している
 - ii) 当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話（FAXを含みます。）を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送している

②説明会の日程及び会場

大阪会場

東京会場

日時 平成25年3月11日（月）14:00～16:00

平成25年3月15日（金）14:00～16:00

大阪合同庁舎第1号館第1別館2階 大会議室
（大阪市中央区大手前1丁目5番44号）

九段第3合同庁舎11階 共用会議室4
（東京都千代田区九段南1丁目2番1号）

場所



庁舎本館へは入館せず、「本館脇通路」を経由して、
直接第1別館へお入りください。



③説明内容について

- (1) 犯罪収益移転防止法の概要について
- (2) 電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者の法令遵守事項について

④お申し込み方法

参加を希望される方は、別添参加申込書に必要事項を記入の上、大阪会場は平成25年3月8日（金）17時までに、東京会場は平成25年3月13日（水）17時までに、FAXまたはメールにてお申し込みください。参加費は無料です。



【お問い合わせ及びお申し込み先】

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課
犯罪収益移転防止法担当

TEL: 03-5253-5843 FAX: 03-5253-5948

E-mail: honninkakunin@soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。
「@」を「@」に置き換えてください。

～電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者対象～
犯罪収益移転防止法に関する説明会 参加申込書

別添

○貴社（又は事業者）のご連絡先

貴社(又は事業者)名	
連絡先ご住所	
連絡先TEL	
連絡先FAX	
貴社が営む事業	電話受付代行業 ・ 電話転送サービス業 ・ その他（複数選択可）

※会場の都合上、参加人数の調整等のためにご連絡させていただく場合があります。

○参加ご希望会場

【 大阪 ・ 東京 】

※両会場の参加を希望される場合は、お手数ですが一会場ごとにお申し込みください。

○参加される方

ご芳名	役職名

○希望するリーフレット及びポスターの数

当日、説明会会場にて、改正法に関するリーフレット及びポスターを無料で配布いたします。従業員の研修や顧客への説明等にお役立てください（改正犯罪収益移転防止法第10条によって、特定事業者には使用人に対する教育等の必要な体制を整備する努力義務が課されています。）。

リーフレット _____ 部 ポスター _____ 枚

※おおよその必要数を把握するためにお聞きするものです。
※必ずしもご希望に添えない場合もございます。ご了承ください。

FAXの場合は本紙に直接記入の上、03-5253-5948宛てに、
メールの場合は必要事項を本文に記載の上、honninkakunin@soumu.go.jp宛てに、

大阪会場は平成25年3月8日（金）17時まで、
東京会場は平成25年3月13日（水）17時まで、お申し込みください。

【お問い合わせ先】
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課
犯罪収益移転防止法担当
TEL:03-5253-5843 FAX:03-5253-5948
E-mail:honninkakunin@soumu.go.jp
(注)迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。